

(証券コード3671)

ソフトマックス株式会社

第52期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年3月27日（木曜日）
午前10時00分

場所

鹿児島市新照院町41番1号
SHIROYAMA HOTEL kagoshima
(城山ホテル鹿児島) 2階
クリスタルガーデン

〔 末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。 〕

目次

株主・投資家の皆様へ	1
第52期定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	4
計算書類	19
監査報告書	29
[株主総会参考書類]	
第1号議案 剰余金の処分の件	32
第2号議案 補欠監査役1名選任の件	33
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金 贈呈の件	34

株主・投資家の皆様へ



代表取締役社長
萩原 千恵子

株主・投資家の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。これまで着実な伸展を果たすことができませんでしたのも、当社製品を日頃からご愛顧くださっているお客様、株主・投資家の皆様並びにステークホルダーの皆様のあたたかいご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

私どもをとりまく医療分野では、データの利活用などを目指す医療DXの本格化を背景として、電子カルテシステムをはじめとする医療情報システムが果たす役割が大きくなりつつあります。

そのため、本年は3つの強化POINTを掲げ、事業環境の変化に対応しながら、今後10年を見据えた持続的な成長基盤の構築に着手いたします。

まずは、医療分野でも今後ニーズの拡大が予想される生成AI活用等を見込んだ開発環境の強化、そしてお客様への情報提供・安全性を担保したサービス向上のための教育体制の見直し、さらに、より迅速で効率的なシステム導入と運用を提供するための生産性向上を目指した組織体制強化を軸として考えております。

時代の要請に対応すべく日々尽力されている医療機関様、医療現場のプロフェッショナルの皆様には、当社製品の強みであるウェブ技術、クラウドサービス等、最新テクノロジーを活用して、安心安全なシステムをお届けすることを私どもの使命とし、関係省庁や業界団体の皆様と連携しながら、医療・ヘルスケア業界への貢献に邁進する所存です。

引き続きご理解とご支援をいただけますれば幸甚に存じます。

2025年3月

証券コード 3671
2025年3月12日
(電子提供措置の開始日2025年3月5日)

株 主 各 位

鹿児島市加治屋町12番11号
ソフトマックス株式会社
代表取締役社長 萩原 千恵子

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第52期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://ir.s-max.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月26日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月27日（木曜日） 午前10時00分
2. 場 所 鹿児島市新照院町41番1号
SHIROYAMA HOTEL kagoshima（城山ホテル鹿児島）
2階 クリスタルガーデン
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第52期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要等により、緩やかな回復基調となりました。一方で、ウクライナ情勢の長期化や中東地域をめぐる国際情勢不安に起因し、エネルギー資源や原材料の高騰による物価高および円安などの課題に直面しており、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社が事業展開している医療機関におきましても、高齢化の進展による医療需要の拡大は見込まれるものの、より質の高い医療の提供、医療従事者の人材確保、医師の働き方改革など、重要な課題に直面しており、経営環境においては様々な判断が求められる不安定な状況です。

このような環境下において、喫緊の課題として医療サービスの質の向上と効率的な医療提供体制の構築が挙げられ、いわゆる「骨太方針2024」におきましても政府を挙げて医療DXを推し進める方針が改めて示されています。現在は「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化」、「診療報酬改定DX」など様々な取り組みが進行中で、その中核を担う電子カルテシステム等の医療情報システムの重要度は増し、普及拡大の進む中での需要は引き続き強く、当社が事業を展開するにあたって、大きな追い風となっております。

当社が長年培ってきたクラウド技術は自然災害による患者情報の消失リスクの回避や、昨今多発しているサイバー攻撃に対する有効な防御策としてより一層重要性が増しております。また、研究を進めている生成AIなどの最新テクノロジーは、医師や看護師などの医療従事者にとって働き方改革を進める医療現場の業務効率アップに貢献することが期待されています。

このような状況の下、当社は主力製品であるWEB型電子カルテシステムを新規顧客ヘデータセンターを利用したパブリッククラウドおよびグループ病院へのプライベートクラウドの提供により競争の厳しさを増す市場において独自性を示し、更に既存顧客のリプレイス需要の取り込みに注力しております。それに加え医療DX関連のシステムの開発、販売、導入及び保守を継続してまいりました。受注高はクラウド化の進展もあって好調に推移いたしました。また、開発・技術部門におきましては、顧客のニーズに沿ったシステム機能の充実と信頼性の向上という方針を継続し、システムの機能強化とバージョンアップを促進するとともに、他社との連携を充実することで先進的なテクノロジーを使った医療プロジェクトを強化し、顧客満足度の向上に努めてまいりました。

その結果、新規導入案件や既存顧客のリプレイス需要は顕著に増し、当事業年度の業績は売上高、営業利益、経常利益、当期純利益のいずれも上場以来過去最高となりました。

当事業年度の業績は、売上高5,428,986千円（前期比3.2%増）、営業利益662,531千円（前期比14.0%増）、経常利益700,949千円（前期比11.9%増）、当期純利益480,154千円（前期比6.0%増）の増収増益となりました。また、受注高は過去最高の5,320,454千円（前期比28.0%増）となりました。

【種類別の売上高の状況】

当事業年度の種類別売上高は以下のとおりであります。

種 類	金 額	構成比	前期比
ソ フ ト ウ ェ ア	2,473,415千円	45.6%	99.8%
ハ ー ド ウ ェ ア	1,330,436千円	24.5%	103.3%
保 守 サ ー ビ ス 等	1,625,134千円	29.9%	108.7%
合 計	5,428,986千円	100.0%	103.2%

②設備投資の状況

当事業年度における設備投資につきましては、特記すべき事項はありません。

③資金調達の状況

当事業年度における資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

	第49期	第50期	第51期	第52期(当期)
	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
売 上 高 (千円)	4,489,245	5,050,266	5,260,731	5,428,986
営 業 利 益 (千円)	589,529	547,571	581,244	662,531
経 常 利 益 (千円)	630,657	592,852	626,318	700,949
当 期 純 利 益 (千円)	422,546	419,387	452,773	480,154
1株当たり当期純利益(円)	70円84銭	70円14銭	75円53銭	80円4銭
総 資 産 (千円)	5,763,490	6,549,505	6,718,729	7,535,616
純 資 産 (千円)	2,620,907	2,936,124	3,219,672	3,517,717

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第50期の期首から適用しており、第50期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国の医療分野のICT化が進展していく中、当社は、医療情報システムを事業の柱として、市場の成長をとらえた事業の推進を図ってまいりました。近年、医療機関の経営は、より一層の効率化と質の高い医療サービスの提供が求められており、医療情報システムの役割も、単なる診療データの記録という一次的な利用だけでなく、医療従事者の負担軽減、また医療情報の共有化によるデータの統計・分析と効率的で安全性の高い医療の提供など、二次利用（データの利活用）へも繋がっております。昨今医療機関では、ICT等を活用したDXの推進が喫緊の課題となっており、当社のWEB型電子カルテをはじめとした医療情報システムは、その根幹となるシステムとして益々重要性が増しております。また、医療情報の共有化と地域医療連携による質の高い医療の提供を目指す上では、当社のクラウドをベースとしたWEB型システムは、広域、グループでの医療情報の連携を容易にします。

当社は、このような経営環境下において以下の課題に取り組む所存であります。

① 品質、お客様満足度の向上

当社は、長年蓄積されたノウハウを活かし、医療機関のニーズに応え、また、国の医療政策に適応すべく、システムの開発、機能強化を進めてまいりました。今後も、顧客ニーズに合致したさらなる品質の向上を図るとともに、生成AI等の新しい技術の研究に取り組み、安全性と信頼性のある製品の提供に努めてまいります。また、システム稼働後の保守サービス体制を強化し、変化する顧客ニーズと医療機関を取り巻く環境に十分応えられる専門性の高いカスタマーサービスを行い、「お客様満足度向上委員会」を中心に全社一丸となってお客様の満足度を高めてまいります。

② 営業・導入体制の強化

当社は、営業基盤の強化、導入サポート技術部の強化等、全国の医療機関へサービスを提供できる拠点の整備を行うことで新規営業活動及びアフターサービスの充実と、営業活動における戦略的な営業展開を図ってまいります。また独創性を市場にアピールできるクラウド提案を積極的に展開し、市場シェアの拡大に取り組みます。導入作業に関しては、作業の標準化・効率化を図るとともに、他社との提携をなお一層推進してまいります。また、生産性の向上を図るため、それぞれの課題の共有を円滑に行うことのできる横断的かつ即時性のある組織を目指し、組織の再編を進めてまいります。

③ 医療DX推進における機能強化

「PlusUsシリーズ」において、今後、診療支援機能の強化、診療報酬での効率化を目指します。

【電子カルテ】

オーダーリングにて処方オーダー時に、処方内容と連携し、想定される候補病名を医師に情報として提示することにより医師の診療支援強化を計画しております。これにより、医師は診察時における病名入力の効率化が期待されます。また、退院時サマリ作成等において生成AIを利用した研究を開始しております。患者の診療録の情報を元にサマリ化等を行うことにより、医療従事者の作業時間短縮を目指してまいります。

【医事会計システム】

オーダーリングより送られる診療行為を元にレセプトデータを作成すると同時に、適用病名の不足をチェックし候補病名を表示する機能を実装することにより、医師補助作業として病名候補をカルテ上に付与することで医師の病名付与作業の削減を図り、診療報酬請求業務時の病名確認にかかる時間短縮に寄与し、医師の作業効率向上を目指してまいります。

④ 人材の採用、育成

医療情報システムに対するニーズの拡大に伴う導入案件の増加に対応するためには、開発、技術、営業各部門の人材の確保が必要不可欠になります。今後とも積極的な採用活動による人員の増強を図ってまいります。

また、社内においては、労働環境の改善をより一層進めつつ、人材の適正配置により、企業基盤の強化に努めると共に、社員一人一人のやりがいや達成感を重視した教育を実践してまいります。

さらに、医療DXに関する理解を深めるために専門の部署を設け、新しい情報を常に全体で学習、共有するとともに、サービスの多様化やシステムの機能充実へ対応すべく、社員の知識・スキル獲得のための必要な環境を整備し、顧客ニーズに応えられる有用な人材を育成してまいります。

(5) 主要な事業内容

当社は、主として次の事業を行っております。

- ① 総合医療情報システムの開発・販売及び導入指導業務
- ② ソフトウェア・ハードウェア保守業務

(6) 主要な事業所 (2024年12月31日現在)

名 称	所 在 地
本 店	鹿児島県鹿児島市
本 社	東京都品川区
東 京 支 店	東京都品川区
札 幌 支 店	北海道札幌市中央区
秋 田 営 業 所	秋田県秋田市
仙 台 支 店	宮城県仙台市青葉区
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市西区
大 阪 支 店	大阪府大阪市淀川区
福 岡 支 店	福岡県福岡市博多区
熊 本 営 業 所	熊本県熊本市中央区
宮 崎 営 業 所	宮崎県宮崎市
本 店 営 業 部	鹿児島県鹿児島市

(注) 上記のほか、国内6か所の出張所及び開発拠点1か所を設置しております。

(7) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
220名	9名増	41歳	10.7年

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数にはパートタイマー18名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 鹿 児 島 銀 行	1,012,060 千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 19,338,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,999,364株
(うち自己株式357株)
- (3) 株主数 2,809名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社リンクス	1,500,000	25.00
野村俊郎	1,273,292	21.23
株式会社鹿児島銀行	240,000	4.00
株式会社青雲	214,800	3.58
光通信株式会社	210,500	3.51
ソフトマックス従業員持株会	102,378	1.71
榎田重夫	87,500	1.46
小野薫子	87,400	1.46
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	82,500	1.38
中園政秀	79,500	1.33

(注) 持株比率は、自己株式357株を除く発行済株式の総数に対する持株数の割合であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	野 村 俊 郎	—
代表取締役社長	堀 江 俊 郎	—
常 務 取 締 役	萩 原 千 恵 子	事業開発統括兼コンサルティング本部担当
常 務 取 締 役	齊 藤 克 司	ソリューション事業統括兼ソリューション事業部担当
常 務 取 締 役	野 村 竜 彦	西日本事業部担当
常 務 取 締 役	野 村 俊 幸	東日本事業部担当
取 締 役	長 澤 宗 年	関西事業部担当 兼近畿四国営業本部部長 兼大阪支店長
取 締 役	下 玉 利 一 志	製品開発統括 兼システム開発本部上席部長
取 締 役	福 元 紳 一	弁護士法人福元法律事務所代表社員 弁護士 (株)新日本科学 社外取締役 コーアツ工業(株) 社外取締役
取 締 役	愛 甲 孝	社会医療法人青雲会青雲会病院 顧問
常 勤 監 査 役	稲 村 修 一	—
監 査 役	徳 留 利 幸	税理士法人甲南総合会計代表社員 税理士
監 査 役	若 松 一 三	—

- (注) 1. 取締役福元紳一氏及び愛甲孝氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
また両氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
2. 監査役徳留利幸氏及び若松一三氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
また両氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
3. 代表取締役堀江俊郎氏は、2024年12月31日付で辞任により代表取締役及び取締役を退任いたしました。
4. 常務取締役萩原千恵子氏は、2025年1月1日付で当社の代表取締役に就任しております。
5. 監査役徳留利幸氏は、税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額であります。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該契約は被保険者が役員としての業務の執行に起因して損害賠償請求を受ける場合において、法律上の損害賠償金や訴訟費用を支払うことにより生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針に関する事項

当社は役員報酬等の額又は算定方法の決定に関して、具体的な方針を定めておりません。なお、監査役については監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役については、2006年3月30日開催の第33期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております（当該株主総会終結時の員数9名）。また、2020年3月30日開催の第47期定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しております。当該報酬額は、上記の報酬限度額とは別枠とし、年額40百万円以内、年40,000株以内、譲渡制限期間3年間から30年間（当該株主総会終結時の員数11名）としております。監査役については、2003年3月7日開催の第30期定時株主総会において、年額30百万円以内（当該株主総会終結時の員数1名）と決議しております。

③ 取締役の個人別の報酬等に係る委任に関する事項

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定権限を有する者は、代表取締役会長野村俊郎であります。その権限の内容及び裁量の範囲については、株主総会で決議された取締役の報酬限度額を上限とする各取締役の報酬の決定について、取締役会から一任されていることから、各取締役の職責、成果等を総合的に勘案し、個別支給額を最終決定する権限及び裁量を有しております。

なお、権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには創業者である代表取締役野村俊郎が最も適しているからであります。

当事業年度の当社における役員報酬等の決定過程における取締役会の活動内容については、概ね前事業年度の報酬実績を踏襲する方針の下、個別支給額の決定を代表取締役に一任いたしました。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数
		基本報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	139,746	124,899	1,986	12,860	10名
監査役 (社外監査役を除く)	7,661	7,416	—	245	1名
社外取締役	2,400	2,400	—	—	2名
社外監査役	2,400	2,400	—	—	2名
合計	152,207	137,115	1,986	13,105	15名

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 支給人員には、前事業年度中に退任いたしました取締役2名と、当事業年度中に退任いたしました取締役1名を含んでおります。

3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

4. 退職慰労金には、役員退職慰労引当金繰入額1,936百万円が含まれております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役福元紳一氏は、当社が顧問弁護士業務を依頼しております弁護士法人福元法律事務所の代表社員であります。当社は同法人との間にソフトウェア販売等の取引がありますが、他の一般取引と同条件で行われており、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。なお、同法人と当社の間には人的関係、資本関係はありません。また、同氏が兼職しております株式会社新日本科学及びコアツ工業株式会社と当社との間に特別な利害関係はありません。
 - ・取締役愛甲孝氏は、社会医療法人青雲会青雲会病院の顧問であり、当社は同法人との間にソフトウェア販売等の取引がありますが、他の一般取引と同条件で行われており、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。なお、同法人と当社の間には人的関係、資本関係はありません。
 - ・監査役徳留利幸氏は、当社が税務顧問業務を依頼しております税理士法人甲南総合会計の代表社員であります。当社は同法人との間にソフトウェア販売等の取引がありますが、他の一般取引と同条件で行われており、社外監査役個人が直接利害関係を有するものではありません。なお、同法人と当社の間には人的関係、資本関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	福 元 紳 一	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、弁護士という立場での企業法務の観点から、また、多くの企業の経営相談に携わった経験をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保、取締役の職務執行に関する重要事項について、助言・発言を行っております。
取締役	愛 甲 孝	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、医師として、また病院顧問としての豊富な経験、見識を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保、取締役の職務執行に関する重要事項について、助言・発言を行っております。
監査役	徳 留 利 幸	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査役会については、14回全てに出席しました。税理士としての企業会計・税務の専門性、また、多くの企業の経営に係った経験をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。
監査役	若 松 一 三	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査役会については、14回全てに出席しました。企業経営者としての豊富な経験、知見をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
25,000	—

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかについて必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人の報酬額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、社会から信頼され、社会的責任を果たす永続企業であるためには、コンプライアンスの徹底が経営の重要課題であると認識しております。このような考えのもと、当社は、2005年9月1日に「企業行動基準」を制定し、全役員が高い倫理観に基づいて行動し、公正かつ透明性の高い経営体制の確立を目指しております。また、同基準の具体的な行動指針として、「コンプライアンスガイドライン」を定め、その運用管理を担当するコンプライアンス委員会も設置しております。代表取締役会長を委員長（コンプライアンス全体に関する総括責任者）として、コンプライアンス体制の構築、維持及び整備を行ってまいります。
- ②当社は、法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室を設置しております。内部監査室は、各業務が法令、定められた社内規程に従って、適正かつ合理的に執行されているか定期的に監査し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、問題がある事項については、速やかな改善要請を各部署へ指示しております。また、監査役とも連携し、職務執行内容が法令及び定款、関連諸規程に準拠して適正に行われているか問題の有無を調査し、必要に応じて取締役会へ報告しております。
- ③当社は、取締役及び使用人が社内外（常勤監査役・担当取締役・顧問弁護士）に匿名で相談・申告できる内部通報制度を設け、コンプライアンスに関する相談又は不正行為等の通報の受け皿とすることにより、コンプライアンスの重要性を共有する体制を構築しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「情報開示管理規程」等の関連規程に従い、適切に保存及び管理しております。
- ②経営に関する重要情報については、閲覧権限を明確化し周知徹底するとともに、その取扱いに関する全役員への教育を実施し、情報管理体制の強化を図ってまいります。また、関連規程については、必要に応じて適時見直し、改善を図ってまいります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、会社の経営危機、リスクに対する対処方法及び管理の体制等について定めた「コンプライアンス委員会運用規程」にそって適切な危機管理体制を整備しております。
- ②危機発生を未然に防ぐため、「コンプライアンス委員会運用規程」に従い、代表取締役会長を委員長として、各担当取締役及び監査役を中心としたコンプライアンス委員会を定期的に開催し、発生しうるリスクへの防止策や発生したリスクへの対応策等の検討を行っております。内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、法令定款違反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報するとともに、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築しています。また、

常時、各部署責任者は、リスク管理責任者として担当部署のリスクマネジメントに関する業務を統括するとともに、重大なリスクを発見した時、又はリスクの発生を予見する事態に至った時は、速やかに同委員会に報告する体制を構築しております。

③有事の際は、「危機管理規程」に従い、代表取締役が対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応をとれる体制をとっております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、取締役会を毎月開催するほか、同会議での決議を迅速、且つ円滑に行うため、取締役、経営幹部、部署責任者及び監査役から構成する経営会議を毎月定期的で開催しております。当社は、経営会議を、取締役会に次ぐ意思決定機関と位置づけ、経営に係わる諸事項の審議を行うとともに、取締役会で承認された中期経営計画及び単年度事業予算の組織毎の目標・方針・重点施策に関し、目標の達成状況、方針・施策の展開状況を月次・四半期毎にチェックする業績管理も行っております。代表取締役社長は、乖離に対する是正を各部署責任者に指示することにより、業務執行を適切に管理しております。また、これらの審議のために必要な情報については、ITを活用することにより、迅速かつ的確に各取締役が共有する体制になっております。

②業務執行については、「職務権限規程」、「職務分掌規程」その他の関連規程に基づき、全役職員の職務分担、権限を明確化し、適正な管理水準を維持できる体制としております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

①当社は、監査役の職務を補助する使用人を設置しておりません。但し、監査役からの求めに応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事については事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定することといたします。

②監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人への指揮権は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないことといたします。

③監査役の職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務に優先して従事するものいたします。

(6) 当社の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会及び経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受けることができる体制になっています。
- ②取締役及び使用人は、当社に重大な損失を及ぼすおそれのある事項、違法又は不正行為を認知した場合の他、会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査役に報告することとしています。
- ③上記の報告体制に関する実効性を確保するため、「監査役会規程」、「監査役監査基準」に基づき、その当該体制を明確化し、取締役及び使用人に対して周知いたします。
- ④当社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査役に報告したものに對し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役及び使用人に周知徹底いたします。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものといたします。
- ②監査役は、会計監査人及び内部監査担当と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制になっています。
- ③監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社の課題、取り巻くリスク、監査上の課題等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を確保できる体制になっています。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

- ①当社は、反社会的勢力の排除は、企業に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、そのような団体・個人には、毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求には応じず、一切の関係を遮断することを基本方針としております。
- ②基本方針を取締役及び使用人全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制になっています。また、信用調査等の情報活用により、反社会的勢力との接触を事前に防止できる体制を構築してまいります。

(9) 財務報告の信頼性確保のための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び適正な財務諸表を作成するため、金融商品取引法の定めに従って、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保できる体制を構築してまいります。

上記内部統制システムの基本方針の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ①取締役会及び経営会議を毎月開催し、法令等で定めのある事項を審議するとともに、全社的な目標の進捗状況を確認し、また各部署においては、部署責任者が職務分掌規程等に従い、その目標達成のための具体的な目標、行動計画を定め報告しております。
- ②取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成、保管されており、また稟議書等職務の執行に係る重要な書類等も適切に保管、管理しております。
- ③監査役は、取締役会及び経営会議に毎回出席しており、代表取締役との意見交換も行っております。また、会計監査人及び内部監査部門とも定期的に意見交換を行い、実効性のある監査を行っております。
- ④規程の改定、新たな法令改正等については、逐一コンプライアンス情報として、取締役及び使用人全員に配信するとともに、社内システム上でいつでも最新の情報が閲覧できる状態にしております。また、新入社員の入社都度、さらには取締役及び使用人全員を対象とするコンプライアンス研修も年間計画に沿って実施しております。

以上のご報告における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,640,442	流 動 負 債	3,374,234
現金及び預金	3,453,136	支払手形	1,123,394
受取手形	301	買掛金	501,675
売掛金	1,342,616	短期借入金	1,250,000
商 品	227	1年内返済予定の長期借入金	17,520
仕掛品	702,038	リース債務	1,770
貯蔵品	515	未払金	202,604
前払費用	77,779	未払費用	1,248
その他	63,827	未払法人税等	139,918
固 定 資 産	1,895,173	未払消費税等	20,877
有 形 固 定 資 産	1,074,112	前受金	76,600
建物	272,702	預り金	31,311
構築物	417	前受収益	7,312
車両運搬具	18,253	固 定 負 債	643,663
工具器具備品	10,683	長期借入金	144,540
土地	770,309	退職給付引当金	323,001
リース資産	1,745	役員退職慰労引当金	147,678
無 形 固 定 資 産	30,045	その他	28,443
ソフトウェア	22,848	負 債 合 計	4,017,898
その他	7,196	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	791,015	株 主 資 本	3,519,856
投資有価証券	45,848	資本金	442,250
出資金	50	資本剰余金	303,400
繰延税金資産	150,931	資本準備金	303,400
投資不動産	555,138	利益剰余金	2,774,498
その他	39,047	利益準備金	7,459
資 産 合 計	7,535,616	その他利益剰余金	2,767,038
		繰越利益剰余金	2,767,038
		自 己 株 式	△293
		評価・換算差額等	△2,138
		その他有価証券評価差額金	△2,138
		純 資 産 合 計	3,517,717
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,535,616

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,428,986
売 上 原 価		3,756,926
売 上 総 利 益		1,672,060
販売費及び一般管理費		1,009,528
営 業 利 益		662,531
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	188	
受取賃貸料	77,818	
そ の 他	879	78,885
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,470	
賃 貸 費 用	32,496	
そ の 他	3,500	40,467
経 常 利 益		700,949
税引前当期純利益		700,949
法人税、住民税及び事業税	226,574	
法 人 税 等 調 整 額	△ 5,778	220,795
当 期 純 利 益		480,154

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当 期 首 残 高	442,250	303,400	303,400	7,459	2,466,854	2,474,314	△293	3,219,672	-	-	3,219,672
当 期 変 動 額											
剰余金の配当					△179,970	△179,970		△179,970			△179,970
当 期 純 利 益					480,154	480,154		480,154			480,154
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									△2,138	△2,138	△2,138
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	300,183	300,183	-	300,183	△2,138	△2,138	298,045
当 期 末 残 高	442,250	303,400	303,400	7,459	2,767,038	2,774,498	△293	3,519,856	△2,138	△2,138	3,517,717

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 13～50年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 投資その他の資産

投資不動産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

(3) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法の自己都合退職による期末要支給額）を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく当期末要支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、医療情報システム事業を主たる事業としており、顧客との契約から生じる収益に関して、主にソフトウェア売上、ハードウェア売上、保守サービス等売上に区分しております。これらの区分における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

(ソフトウェア売上)

ソフトウェア売上は、主に電子カルテシステムや医事会計システム等の医療情報システムの提供で構成されており、当該売上は、システムが稼働し顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(ハードウェア売上)

ハードウェア売上は、主に医療情報システムの導入に伴い必要となるサーバやPC等の仕入れ販売で構成されており、当該売上は、商品を顧客に引き渡し、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(保守サービス等売上)

保守サービス等売上は、主に当社が提供する医療情報システムの保守サービスの提供及びクラウド型によるデータセンター利用料で構成されており、当該売上は、契約期間にわたってサービスの提供を行っており、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

建 物	125,390千円
土 地	381,912千円
投資不動産	554,715千円
計	<u>1,062,017千円</u>

② 担保に係る債務

短期借入金	850,000千円
1年内返済予定の長期借入金	17,520千円
長期借入金	144,540千円
計	<u>1,012,060千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 291,105千円

(3) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

支 払 手 形	104,447千円
---------	-----------

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,999,364株	5,999,364株

(2) 自己株式の種類及び数

自己株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
普通株式	357株	357株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 定時株主総会	普通株式	179,970	30	2023年12月31日	2024年3月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年3月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(イ) 配当金の総額 179,970千円

(ロ) 1株当たり配当額 30円

(ハ) 基準日 2024年12月31日

(ニ) 効力発生日 2025年3月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産発生の主な原因別の内訳

退職給付引当金	97,864千円
役員退職慰労引当金	45,041千円
ソフトウェア	43,910千円
未払事業税	8,044千円
その他	15,798千円
繰延税金資産小計	210,659千円
評価性引当額	△59,728千円
繰延税金資産合計	150,931千円

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、短期的な運転資金や設備投資に必要な資金は主に銀行借入により調達しております。営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金は全て変動金利によるものであり、金利変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	45,848	45,848	-
資産計	45,848	45,848	-
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	162,060	162,060	-
負債計	162,060	162,060	-

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	45,848	-	-	45,848
資産計	45,848	-	-	45,848

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	-	162,060	-	162,060
負債計	-	162,060	-	162,060

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

市場価格のある株式につきましては、当事業年度末日の市場価格をもって時価としており、市場の活発性に基づきレベル1に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、鹿児島県及び福岡県その他の地域において、賃貸オフィス及び駐車場等の賃貸不動産を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
1,017,723	981,503

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、不動産鑑定評価基準に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	ソフトウェア	ハードウェア	保守サービス等	合計
一時点で移転される財又はサービス	2,473,415	1,330,436	46,527	3,850,379
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	—	1,578,606	1,578,606
顧客との契約から生じる収益	2,473,415	1,330,436	1,625,134	5,428,986
外部顧客への売上高	2,473,415	1,330,436	1,625,134	5,428,986

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | | |
|----------------|------|-----|
| (1) 1株当たり純資産額 | 586円 | 38銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 80円 | 04銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月13日

ソフトマックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 荒牧 秀樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 室井 秀夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソフトマックス株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月13日

ソフトマックス株式会社	監査役会			
常勤監査役	稲村修一	Ⓜ		
社外監査役	徳留利幸	Ⓜ		
社外監査役	若松一三	Ⓜ		

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当金につきましては、当期の業績及び財務状況並びに今後の事業展開等を勘案し、1株につき30円とさせていただきますと存じます。

(期末配当に関する事項)

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき30円
配当総額 179,970,210円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年3月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の決議が効力を有する期間は、次回定時株主総会の開始の時までといたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
ふくなが だいご 福永 大悟 (1947年8月22日)	1972年10月 福岡印刷センター協業組合入社 2004年3月 当社 監査役 2007年6月 グリーンコープかごしま生活協同組合監事(現任) 2011年6月 生活協同組合グリーンコープ連合監事 2016年3月 当社 監査役退任	—

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福永大悟氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が監査役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
3. 福永大悟氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、これまでの当社の監査役、協同組合監事としての経験、実績等を当社の監査体制強化に活かしていただくためであります。
4. 福永大悟氏が社外監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる、役員としての業務の執行に起因して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることにより生じる損害を補填することとしております。福永大悟氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

2024年12月31日付をもって取締役を辞任されました堀江俊郎氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたく存じます。

退職慰労金につきまして、当社の業績及び企業価値の向上に尽力したために贈呈するものであり、その金額は当社役員退職慰労金規程に基づき、在任期間等に応じて算定するものであります。

以上により、本議案の内容は相当であります。

同氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
ほりえ としろう 堀江 俊郎	2022年11月 当社 入社 執行役員システム開発事業部部長 2023年 3月 当社 取締役兼部長 2024年 1月 当社 代表取締役社長 2024年12月 当社 代表取締役及び取締役辞任

以 上

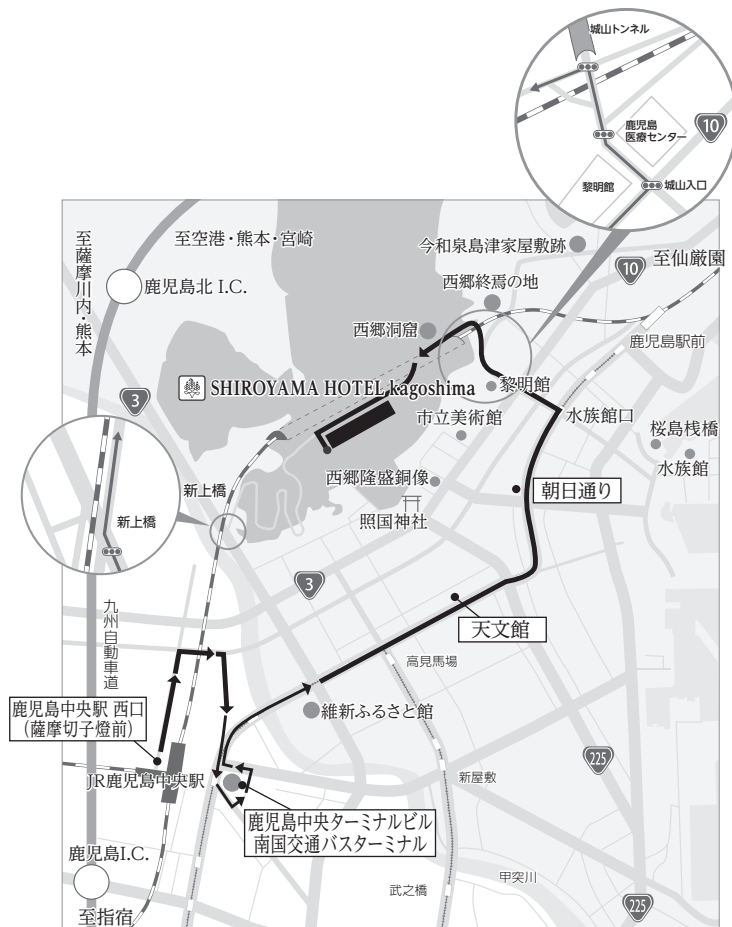
株主総会会場ご案内図

SHIROYAMA HOTEL kagoshima (城山ホテル鹿児島) 2階クリスタルガーデン

鹿児島県鹿児島市新照院町41番1号

TEL 099-224-2211

URL <https://www.shiroyama-g.co.jp/>



交通のご案内：

車をご利用の場合

鹿児島空港より約45分

鹿児島中央駅より約10分

天文館より約10分

シャトルバスご利用の場合

鹿児島中央駅西口より約35分

中央ターミナルビルより約25分

天文館より約15分

- ・ホテルのシャトルバス（無料送迎）が30分間隔で運行しております。
詳細なシャトルバスの運行状況につきましては、ホテルホームページにてご確認ください。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。